

愛媛県消防学校照明改修(LED化)業務仕様書

1.事業概要

本業務は、愛媛県消防学校の既設照明器具(蛍光灯を使用した照明器具)をLED照明器具に取り換えることにより、照明器具の経年劣化による故障や漏電等の未然防止及び改修後の省電力化を図るものである。

2. 改修内容

改修内容・箇所は別添図面のとおりとする(必ず、事前に現地調査を実施すること)。

なお、既設照明器具の数量及びLED照明器具の仕様は、別添LED照明器具台帳のとおりであり、台帳に記載された相当品と同等品以上の器具を選定すること。

※既に LED 照明器具を設置済みの箇所については、業務対象外とする。

3.施工内容

- (1) 照明器具交換箇所は既設照明器具を撤去し、新設のLED照明器具を取り付けること。
- (2) 執務室及び教室には調光機能付き(概ね70%程度照度を下げることができるもの)の照明器具を取り付けること。なお、調光方法は協議により決定する。
- (3) 執務室については、LED照明器具への改修前後で、執務室机上の照度を測定し、300ルクス以上確保できていることを確認すること。なお、照度測定箇所及び測定条件は協議により決定する。
- (4) 訓練塔に関して、照明器具、配管が訓練等で破損している箇所に関しては、建築当時の状態に可能な限り回復できるように機器設置・配線を実施すること。なお、設置・配線が困難な場合は消防防災安全課及び消防学校の担当職員(以下「職員」という。)と協議し改修内容を決定する。

4. 作業一般

- (1) 作業は、職員の指示のもとに実施すること。
- (2) 業務の実施に先立ち、実施体制、工程表、緊急時における連絡先等業務を適正に実施するために必要な事項を取りまとめた計画書を作成し、発注者の承認を受けること。
なお、LED照明改修にあたり業務に支障が出ないよう、原則、消防学校の閉校日(土曜日、日曜日又は祝日のいずれか)で工程を作成し、改修実施後、照度確認及び養生撤去を完了させること。
- (3) 業務実施にあたっては、施工現場の安全を確保するよう十分留意し、職員と緊密な

連絡を保ち、事前に打合せを行うこと。

執務室及び教室等の実施においては、照明器具取外しに伴うほこり等が机上に落ちないよう養生シート等で対策すること。

- (4) 事故発生の際は応急の処置を講ずると共に速やかに職員に通報し、その指示に従うこと。
- (5) 作業従事者は十分な経験と技能を有する者とする。
- (6) 実施責任者は常に自己の連絡先を明らかにし、作業の進行に支障のないようにすること。
- (7) 作業に必要な電力及び用水は無償で使用可能であるが、節約に努めること。
- (8) 作業に必要な材料、接続ケーブル、工具及び消耗品の一切は請負者の負担とすること。
- (9) 火災予防には特に注意し、所定の場所以外での喫煙及び火気の使用は絶対に行わないこと。
- (10) 荷物の搬出入にあたっては、その都度職員に申し出てその指示に従うこと。
- (11) 作業範囲外の場所には立ち入らないこと。
- (12) 工程を変更するときは、職員の承認を受けること。
- (13) 作業の際に建築物等に損傷を与えないよう十分留意のうえ改修することとし、万が一損傷させた場合は、速やかに職員に申し出て協議を行い、請負者の負担において復旧復旧させること。
- (14) 作業の不備によって不良と認められた箇所が生じた場合は、請負者において速やかに無償で修理すること。
- (15) 業務の実施に伴い発生した廃棄物(蛍光灯及び灯具等)は、関係法令を遵守し適正に処理すること。
- (16) 本校建物が2006年9月以前の建物であるため、改修作業前に有資格者による石綿含有調査を実施し、各省庁への報告を実施すること。

5. 提出書類

以下の書類を提出すること。

なお、(1)から(3)は改修前、(4)及び(5)は改修後に速やかに提出すること。

- (1) 作業工程表
- (2) 体制表
- (3) 使用LED灯具等の仕様書
- (4) 照度測定報告書
- (5) 改修写真(作業前、作業中、作業後)